

法定後見制度を利用することにより、例えば、判断能力が不十分な人を狙った詐欺行為などの被害に遭った際、**後見人が**その行為に対する**取消権を行使**し、障害のある子が結んだ契約を後から取り消すことが可能となります。

法定後見制度には次の3類型があり、医師の診断に基づき、本人の判断能力の程度に応じて決定されることとなります。

#### ＜法定後見制度の3類型＞

後見類型	補 助	補 佐	後 見
対象	判断能力が <b>「不十分」</b> な人	判断能力が <b>「著しく不十分」</b> な人	判断能力が <b>「全くない」</b> 人
支援者の権限	民法13条1項記載行為の一部 (申立により付与)についての <u>同意権・取消権</u> 。 本人の同意があれば、家庭裁判所が定める「特定の法律行為」の範囲内で <u>代理権</u> が付与。	民法13条1項記載行為についての <u>同意権・取消権</u> 。 本人の同意があれば、家庭裁判所が定める「特定の法律行為」の範囲内で <u>代理権</u> が付与。	日常生活に関する行為以外の行為についての <u>代理権・取消権</u> 。

なお、成年後見人等は個人とは限らず、社会福祉法人やNPOなどの法人が後見人となることも可能です。そのような**法人後見**のメリットとして、後見業務を長期間継続できること、複数の人間によるチーム対応ができるなど、永続性・多様性の利点があげられます。特に、若い「障害のある子」に対しては長期間に及ぶ支えが必要となるため、**法人後見**は非常に有力な制度と考えられます。

親や家族が元気な間は、基本的には後見人は必要ないかもしれません、親が高齢になり、健康面や判断力の面で不安が生じたタイミングで法定後見制度の利用を検討し、身近な親族や信頼できる専門家等を後見人にしておくことも一つの選択肢です。但し、あくまでも後見人を決める権限は家庭裁判所が有しているため、希望する成年後見人等の候補者が選ばれない可能性があることに留意が必要です。また、**後見人の不正の可能性**というリスクがあることも否めません。

### ③ 後見制度支援預金

後見制度支援預金は、被後見人の財産を保護する制度で、被後見人の日常生活に必要のないまとまった金銭を信用金庫や信用組合などに預ける制度です。預金ですので、後見制度支援信託と違って**金融機関に対する報酬(手数料)が発生しません**。

後見制度支援預金を払い戻しするには家庭裁判所の指示書が必要となるため、**後見人の不正を防ぐことができ**、被後見人の財産保護に繋がる制度です。

なお、親族後見人でも手続きができるので、専門職後見人を選任する必要がありません。